

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

2019年度、青森県の最低賃金額は28円引上げられて790円となり、地域格差解消に向けての第一歩と評価できた。ところが、2020年度、中央最低賃金審議会が最低賃金額の引き上げ額について目安額の提示を見送った結果、青森県の最低賃金も3円の微増に止まった(793円)。新型コロナウイルス等感染症の影響で経済活動が低迷しているとはいえ、他の都道府県と比べ、青森県の最低賃金額は未だに低く抑えられているといえよう。

793円という最低賃金額では、仮に週40時間、年52週働いたとしても年収で約165万円、月収にすると約13万7000円にしかない。労働者の生計費は地方においても租税公課込みで月額22～24万円と試算されているとのことであり、現状の青森県における最低賃金額では労働者が健康で文化的な生活を営むことは困難と言わざるを得ない。現に我が国の6～7人に1人は相対的貧困の状況下にあると言われており、貧困問題は依然として深刻な状況にあるが、その大きな要因は貧困状態にある者の多数が最低賃金あるいはそれに近い賃金での労働を余儀なくされているからと考えられ、最低賃金の低さは貧困状態からの脱出を阻害することになる。

政府は、そのような状況に鑑みて、2018年のいわゆる骨太の方針において年率3%程度の最低賃金の引上げにより全国加重平均が1000円になることを目指すとしていた。その結果が冒頭の2019年における3.09%の引上げ率をもたらしたといえ、最低賃金額の引上げは前進をみせているから、その意味でこの骨太の方針には一定の評価をすべきである。

ところが、今般、新型コロナウイルス等感染症拡大により景気悪化が加速し、中小企業の倒産、廃業の増加が懸念されるようになったため、賃上げが企業経営に与える影響を危惧して最低賃金の引上げを抑制すべしとの議論が多数を占め、上記のように引き上げ額についての目安額提示が見送られた。

しかし、コロナ禍での中小企業に対する支援は、別途、社会保険料の減免や減税、助成金等の施策によって行うべきであり、最低賃金額の引上げを抑制すべきではない。個々の労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためには、むしろ最低賃金の引上げこそが必要不可欠であり、引上げの流れを後退させてはならない。

また、近年、最低賃金額の地域間格差が拡大傾向にあることも看過できない重大な問題である。2020年度の最低賃金は、最も高い東京都で1013円であるのに対し、青森県は上記の通り793円であり、その差は依然として220円と大きく開いている。最低賃金の地域間格差は、地方から都市部への労働力の流出を招き、地域経済の停滞を招く効果があるから、地域経済の活性化の観点からは、最低賃金の地域間格差を是正することが急務である。

したがって、政府は、新型コロナウイルス感染症の猛威に向き合わなければならない今だからこそ、骨太の方針を維持、前進させるべきなのであり、引き続き最低賃金の引上げを主導すべきである。中央最低賃金審議会においては、地域別最低賃金額改定の目安を大幅に引き上げ、地方最低賃金審議会による地域別最低賃金の大幅な引き上げを促すべきである。

さらに、青森地方最低賃金審議会においては、青森県民の生活の向上と人口流出に歯止めをかけるためにも、中央最低賃金審議会の示す目安に止まらない大幅な引き上げを行うべきである。

2021年（令和3年）6月14日

青森県弁護士会

会長 竹 中 孝